



平成 18 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 ウェルネット株式会社  
代表者名 代表取締役社長 柳本 孝志  
(コード番号:2428 ジャスダック)  
問合せ先 執行役員管理部長 宮口 哲哉  
電 話 011-809-3301

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 9 月 25 日開催予定の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第 2 条(目的)につきまして追加、変更するものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

「会社法」第 326 条第 2 項の規定により、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条に(機関)を新設するものであります。

「会社法」第 214 条の規定により、株券を発行する旨を定めるため、変更案第 8 条に(株券の発行)を新設するものであります。

「会社法」第 310 条第 5 項及び「会社法施行規則」第 63 条第 5 項の規定により、株主総会における議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、現行定款第 12 条(議決権の代理行使)に所要の変更を行うものであります。

「会社法施行規則」第 94 条及び同 133 条第 3 項並びに「会社計算規則」第 161 条第 4 項の規定により、株主総会参考書類等のインターネットでの開示・提供が認められたことに伴い、迅速な情報の開示と株主の皆様の利便性を高めるため、変更案第 16 条に(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

「会社法」第 370 条の規定により、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 24 条に(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

「会社法」第 318 条第 1 項、第 369 条第 3 項及び第 393 条第 2 項の規定により、現行定款第 14 条の株主総会の（議事録）第 22 条の（取締役会の議事録）及び第 31 条の（監査役会の議事録）に関する条項については、定款に定める必要がなくなったためそれぞれ削除するものであります。

「会社法」第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役の職務の遂行に伴い発生した損害賠償責任につき、善意で重大な過失がない場合、その責任を法令の限度において免除することができるようになったことに伴い、監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を充分発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため有益と判断し、変更案第 35 条（監査役の責任免除）第 1 項を、「会社法」第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、変更案第 35 条第 2 項をそれぞれ新設するものであります。

その他会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2 . 変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 . 日程（予定）

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 18 年 9 月 25 日（月）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 9 月 25 日（月）

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 11. (条文省略)</p> <p>12. 損害保険代理業</p> <p>13. 生命保険の募集に関する業務</p> <p>14. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式及び端株</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、273,120株</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 11. (現行どおり)</p> <p>12. <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>13. 損害保険代理業</p> <p>14. 生命保険の募集に関する業務</p> <p>15. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、273,120株と</p>

現行定款	変更案
<p>とする。</p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>  <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。</u> 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社が発行する株券の種類並びに<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項の規定にかかわらず、その決算期の後に発行された新株については、取締役会の決議により予め公告して、当該新株発行時の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、前項の株主に加えて、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とすることができる。</p> <p>前2項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者及び端株主とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序</p>

現行定款	変更案
<p>順序により、他の取締役がこれを招集する。 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>により、他の取締役が招集する。 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項の定めによる決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="263 219 491 253"><u>は電子署名する。</u></p> <p data-bbox="242 331 368 365">(新 設)</p> <p data-bbox="296 875 663 909">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="159 983 368 1016">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="150 1037 424 1070">第 15 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="159 1146 368 1180">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="150 1200 754 1234">第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="263 1310 810 1451">取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p data-bbox="263 1527 807 1561">取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p data-bbox="159 1691 368 1724">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="150 1744 801 1886">第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="263 1906 810 1995">増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満</p>	<p data-bbox="839 331 1485 421"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="839 441 1497 801">第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="983 875 1350 909">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="839 983 1048 1016">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="839 1037 1137 1070">第 17 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="839 1146 1048 1180">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="839 1200 1497 1290">第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="962 1310 1497 1507">取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="962 1527 1497 1617">取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p data-bbox="839 1691 1048 1724">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="839 1744 1497 1886">第 19 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="962 1906 1497 1995">増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="263 224 555 257">了すべき時までとする。</p> <p data-bbox="159 331 539 365">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="151 387 801 472">第 18 条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。</p> <p data-bbox="263 495 812 580">代表取締役は、会社を代表し<u>取締役会の決議に基づき</u>、会社の業務を執行する。</p> <p data-bbox="263 602 812 797">取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名を<u>選任</u>し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p data-bbox="159 931 566 965">(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="151 987 801 1285">第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が<u>これを招集</u>し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において<u>予め定めた順序</u>により、他の取締役が<u>これを招集</u>し、議長となる。</p> <p data-bbox="159 1368 453 1402">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="151 1424 440 1458">第 20 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="159 1532 480 1565">(取締役会の決議の方法)</p> <p data-bbox="151 1588 801 1727">第 21 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p data-bbox="242 1800 368 1834">(新 設)</p>	<p data-bbox="962 224 1225 257">了する時までとする。</p> <p data-bbox="839 331 1225 365">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="831 387 1497 472">第 20 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を<u>選定</u>する。</p> <p data-bbox="962 495 1497 580">代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p data-bbox="962 602 1497 853">取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を<u>選定</u>し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p data-bbox="839 931 1249 965">(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="831 987 1497 1238">第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において<u>定めた順序</u>により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="839 1368 1139 1402">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="831 1424 1166 1458">第 22 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="839 1532 1166 1565">(取締役会の決議の方法)</p> <p data-bbox="831 1588 1497 1673">第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を持って行う。</p> <p data-bbox="839 1800 1171 1834">(取締役会の決議の省略)</p> <p data-bbox="831 1856 1497 1995">第 24 条 当社は、<u>取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは</u>、当該取締役会の決議事項を可</p>



現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 22 条</u> <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 24 条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 26 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 27 条 <u>監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までと</u></p>	<p><u>決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 26 条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 28 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 29 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時</u></p>

現行定款	変更案
<p>する。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>( 常勤監査役 )</p> <p>第 28 条 <u>監査役は、互選により、常勤監査役を定める。</u></p> <p>( 監査役会の招集通知 )</p> <p>第 29 条 ( 条文省略 )</p> <p>( 監査役会の決議の方法 )</p> <p>第 30 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>( <u>監査役会の議事録</u> )</p> <p>第 31 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>( 監査役会規程 )</p> <p>第 32 条 ( 条文省略 )</p> <p>( 監査役の報酬及び退職慰労金 )</p> <p>第 33 条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>( 新 設 )</p>	<p>株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>( 常勤監査役 )</p> <p>第 30 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>( 監査役会の招集通知 )</p> <p>第 31 条 ( 現行どおり )</p> <p>( 監査役会の決議の方法 )</p> <p>第 32 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>( 削 除 )</p> <p>( 監査役会規程 )</p> <p>第 33 条 ( 現行どおり )</p> <p>( 監査役の報酬等 )</p> <p>第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>( 監査役の責任免除 )</p> <p>第 35 条 <u>当社は、取締役会の決議により、監査役 ( 監査役であったものを含む。 ) の会社法</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p><u>第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(利益配当金)</u></p> <p>第 35 条 当社の利益配当金は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、これを支払う。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 36 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p> <p><u>(利益配当金等の除斥期間)</u></p> <p>第 37 条 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>未払の利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p>第 41 条 配当財産が金銭である場合には、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>未払の配当金には、利息をつけない。</p>